

まちなか定住促進事業

気候と人が穏やかな東北 “フラシティいわき” に移住しませんか？

市外から「まちなか居住区域」内に移住される方の



住宅取得費用の一部を補助します

県外からの移住 最大 **150万円**

県内市町村からの移住 最大 **130万円**

※ 補助加算要件の該当項目によって、補助金額が異なります。

募集期間

令和8年5月25日(月)～令和8年11月6日(金)

または予算の上限に達するまで

▶ 詳しい要件や応募方法は、いわき市ホームページへ

いわき市 まちなか定住促進事業



または

こちら▶



【お問合せ】いわき市都市計画課計画係

電話番号：0246-22-7511

E-mail：toshikeikaku@city.iwaki.lg.jp



補助対象者

- (1) 市外から転入し、「まちなか居住区域」に定住する。
- (2) 住宅の所有者(持ち分が2分の1以上)。
- (3) 住宅の取得に係る契約(工事請負契約・売買契約)の契約者。
- (4) 3年以上継続して、補助対象住宅に定住する。
- (5) 原則として、補助金交付年度内に移住が完了する。
- (6) 住宅取得前に1年以上継続して市外に居住している。※原則、住民票の異動が伴うこと。
ただし、住宅取得前に移住準備等のため、市内に居住した場合は、転入届出日から住宅取得の契約までの期間が1年未満であり、かつ転入前に1年以上継続して市外に居住していること。
- (7) 世帯全員が市税等を完納している。
- (8) 国、地方公共団体その他公的な機関から、住宅取得経費について、補助金等を交付され、又は交付の決定を受けていない。
- (9) 暴力団関係者でない。



補助対象住宅

- (1) 「まちなか居住区域」内に所在している。
- (2) 取得日(建物の所有権保存(移転)登記完了日)が令和8年4月1日以後のものである。
- (3) 建築基準法等の関係法令に適合している。
- (4) S56.5.31以前の旧耐震基準で建築された中古住宅にあっては、耐震診断を受け、耐震改修が必要とされた住宅にあっては、耐震改修工事が完了している。



補助額

	基本 (A)	加算 (B)	加算 (C)	加算 (D)
	90~110万円	+15万円	+15万円	+10万円
基本(A)	移住元(県外or県内他市町村)によって算出方法が異なります			
加算(B)	18-39歳を含む世帯			
加算(C)	いわき市内に本社を置く工務店を利用して住宅を新築する場合			
加算(D)	空き家購入者 ※「空き家バンク」に登録された物件			
	低未利用地取得者 ※空地や駐車場等に利用されている土地			

※ 補助額の上限は、対象経費(住宅の取得に要する費用)の1/2以下となります。

※ 詳しくは、「【逐条解説】いわき市まちなか定住促進事業補助金交付要綱」の9~12ページをご覧ください。

その他利用できる制度

- ・ **住宅ローン金利の引き下げ(当初5年間▲0.25%)**

フラット35を活用することにより、当初5年間▲0.25%とすることができます。

注)移住支援金を活用する場合には、金利が有利になる場合がありますので住宅金融支援機構へご確認ください。

- ・ **移住支援金(最大100万円)**

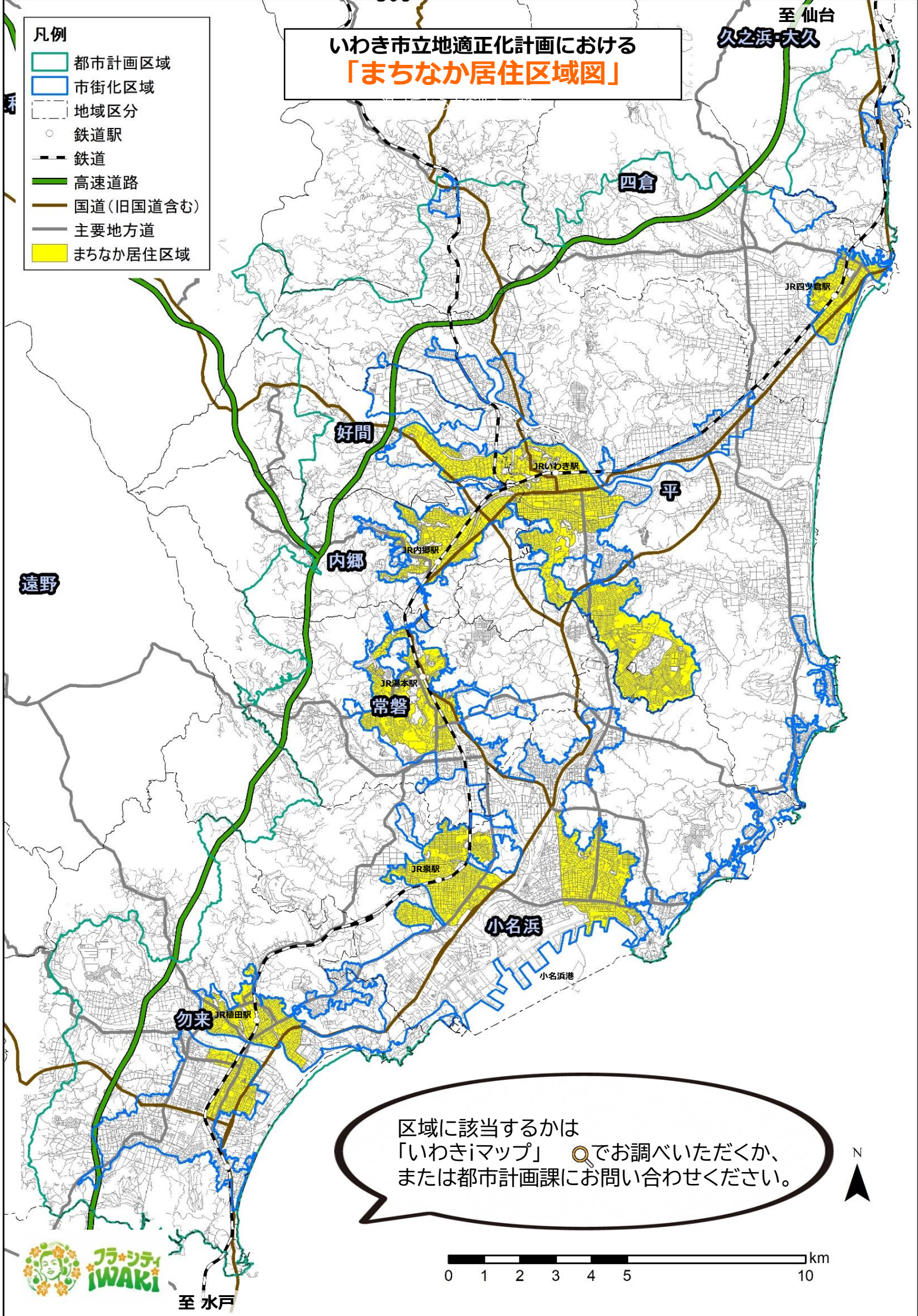
※本事業と併用することで最大で250万円の補助となります。


注)制度の適用を受けるには、住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住していたことなどの要件があります。詳しくは、市ホームページ『いわき市 UIJターン支援事業』で検索していただくか、いわき市役所 いわきとつながる課(0246-22-7551)にお問い合わせください。



いわき市立地適正化計画における 「まちなか居住区域図」

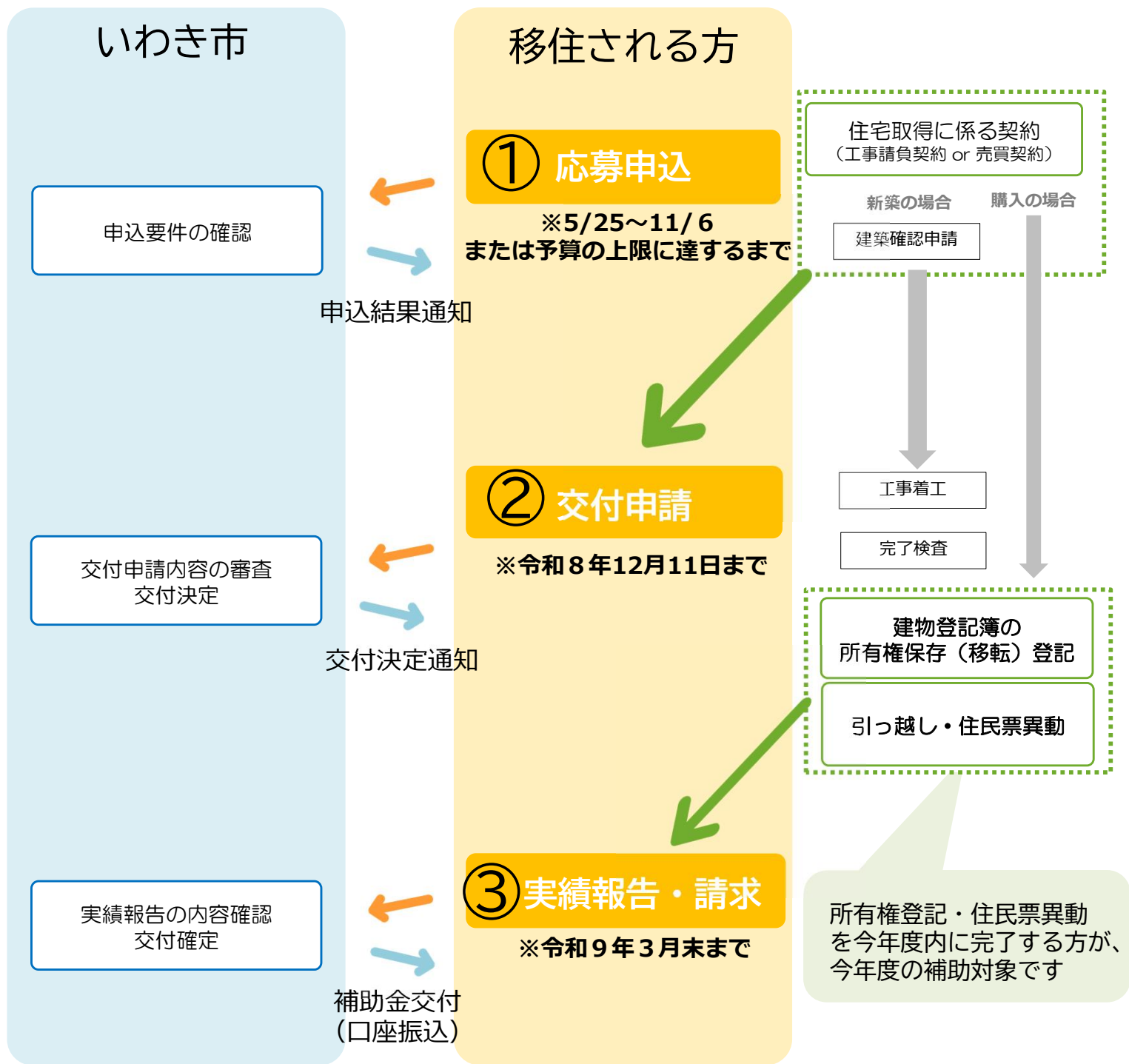
- 凡例
- 都市計画区域
 - 市街化区域
 - 地域区分
 - 鉄道駅
 - 鉄道
 - 高速道路
 - 国道(旧国道含む)
 - 主要地方道
 - まちなか居住区域



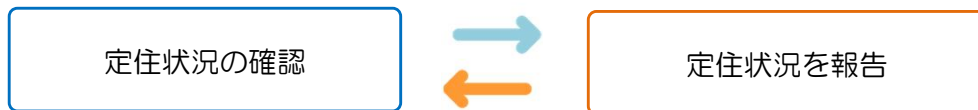
区域に該当するかは
「いわきiマップ」  でお調べいただくか、
または都市計画課にお問い合わせください。



補助金交付までの一般的な流れ



～補助金交付後3年間～



□ 補助対象について

- 申込み前の住宅取得は可能※ですが、補助対象外と判断される場合には、補助金の交付を受けることはできませんので、ご注意下さい。
※令和8年度の補助対象は、令和8年4月1日以降に所有権登記が完了する住宅です。
- 「県多世代同居・近居支援事業」との重複申請はできませんのでご注意下さい。

□ 補助金交付申請・実績報告書について

- 書類の提出期限等については、変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。